

【ヤングケアラーとケアマネジャーの役割】

1. ヤングケアラーとは

ヤングケアラーの言葉の定義はありませんが、一般的に・・・

『18歳未満の子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などで重い責任や負担を負うことにより、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている状態』

➡お手伝いの限度を超えているもの！

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

このような状態は、子どもの尊厳を保っているのか・・・。

【世界の子どもが持つ権利を定めた**子ども権利条約**では…】

ひとりの人間として持っている権利を認めています。

① **生きる**権利 ② **育つ**権利 ③ **守られる**権利 ④ **参加**する権利

条約第31条では「子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利」があるとされています。

【日本の**児童福祉法**では…】

「児童は、適切な療養を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有する」とされています。

【**町田市**の条例では…】

「**町田市子どもにやさしいまち条例**」が2024（令和6）年5月に施行

児童虐待とは

▶ **児童虐待の定義** 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年施行）の第2条

▶ 概要・・・保護者が監護する児童（**18歳未満**）について行う下記に掲げる4つの行為

～条文から要約～

1) **身体虐待**・・・児童に暴行を加える（**※しつけと称した体罰でも該当します**）

2) **性的虐待**・・・児童にわいせつな行為をする、させる

3) **ネグレクト**・・・児童の心身の正常な発達を妨げる行為（減食、放置など）

※ネグレクト・・・保護の怠慢、養育の放棄・拒否と呼ばれることもあります。

4) **心理的虐待**・・・児童に対し著しい暴言、心理的外傷を与える言動又は拒絶的な対応（**※児童の面前での夫婦喧嘩も該当します**）



2. ヤングケアラーの背景

1) 2021年3月8日 参院予算委員会で当時の首相が「当事者に寄り添った支援にしっかりと取り組む」と首相が初めてヤングケアラー支援に言及

(毎日新聞から出典)

2) 同年3月17日 厚生労働、文部科学両省で、「ヤングケアラーの支援を検討するプロジェクトチーム」初会合を開催 ※国の「骨太の方針」に記載

第1回プロジェクトチーム会議の挨拶で・・・

当時の厚生労働副大臣は「障害福祉や介護・医療分野との連携が必要」

当時の文部科学福大臣は「ヤングケアラーを適切に支援につなげるためには、
スクールソーシャルワーカーを含む学校の教職員や教育委員会の役割がとて
も重要」

(議事録から出典)

3) 同年5月17日 ヤングケアラー支援プロジェクトチームから
「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクト
チーム報告」が発表

<主な**施策 1**：早期発見・把握について>

- ア) 学校においてヤングケアラーを把握する取組
- イ) 医療機関・**福祉事業者**の関わりがある場合にヤングケアラーを把握する
取組
- ウ) 児童委員や子ども食堂など地域や民間の目でヤングケアラーを把握する
取組

<主な**施策 2**：社会的認知度（ヤングケアラー）の向上>

- ア) 2022年度から3年間を「集中取組期間」とし認知度の向上を図る


「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告：概要」

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

現状・課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

(厚生労働省HPから出典)

資料出典：厚生労働省・文部科学省 令和2年度連携調査

「ヤングケアラーに関する調査研究」

調査分析：中高生では、ヤングケアラーについて
「聞いたことがない」が8割以上を占めている。

➡ 認知度が低い

調査の結果、ヤングケアラーと思われる子どもは・・・



小学生

15人に1人



中学生

17人に1人



高校生

24人に1人



大学生

16人に1人

2022年：町田市ちよこっとアンケート実施（8/19～8/25）

・対象者 1,234人 ・回答者数 353人 ・回答率 28.6%

質問1 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。

| 回答内容 | 回答数 | 構成比 |
|---------------------|-----|-------|
| 聞いたことがあります内容も知っている。 | 305 | 86.4% |
| 聞いたことはあるがよく知らない。 | 26 | 7.4% |
| 聞いたことはない。 | 21 | 5.9% |
| 未回答 | 1 | 0.3% |

86.4%の方が、「ヤングケアラー」という言葉と内容を知っていました。

質問2 友人、知人やその子ども、子どものクラスメイトなどに「ヤングケアラー」と思われる子どもはいますか？

| 回答内容 | 回答数 | 構成比 |
|-------|-----|-------|
| いる | 14 | 4.0% |
| いない | 169 | 47.9% |
| わからない | 170 | 48.2% |
| 未回答 | 0 | 0.0% |

48.2%の方が、周囲に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいるか「わからない」と答えました。

質問3 質問2で「いる」と回答した方にお聞きします。あなたは「ヤングケアラー」と思われる子どもについて、関係機関に相談したことはありますか？

| 回答内容 | 回答数 | 構成比 |
|------|-----|-------|
| ある | 4 | 28.6% |
| ない | 10 | 71.4% |
| 未回答 | 0 | 0.0% |

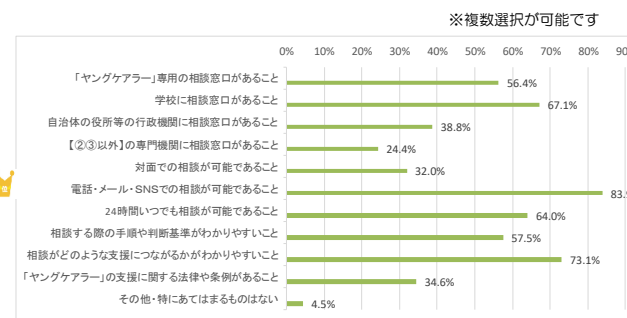
71.4%の方が「ヤングケアラー」と思われる子どもについて相談したことはありませんでした。

質問4 質問3で「ない」と回答した方にお聞きします。その理由として最もあてはまるものをお答えください。

| 回答内容 | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|-------|
| どのように対応したらよいかわからないため。 | 2 | 20.0% |
| 家庭の問題に関わることに抵抗感があるため。 | 4 | 40.0% |
| 家族が家族の世話をすることは当たり前であるため。 | 0 | 0.0% |
| 相談する余裕がないため。 | 1 | 10.0% |
| その他 | 3 | 30.0% |
| 未回答 | 0 | 0.0% |

40.0%の方が、家庭の問題に関わることに抵抗感があるため相談しなかったと回答しました。

質問5 「ヤングケアラー」と思われる子どもがいる場合、どのような仕組みや取組みがあると相談しやすい環境づくりにつながると思いますか。あてはまるものをすべてお答えください。



一番多い回答は、「電話・メール・SNSでの相談が可能であること」次に「相談がどのような支援にはなるかがわかりやすいこと」という結果でした。

3. ヤングケアラーの主な行動具体例

家事・・・・・・・・掃除、洗濯、料理、買い物 など

その他家事・・・・ちから仕事 など

経済的・・・・・・・・色々な支払い、アルバイト など

介護・・・・・・・・入浴やトイレ介助、食事、着替え、移動 など

病気・・・・・・・・服薬管理、通院、痰吸引 など

精神的・・・・・・・・話し相手、見守り、散歩同行 など

4. ヤングケアラーの主な課題 1 (子どもの視点)

家族介護・・・・・・・・家族の介護は自分でやらないといけない など

家族愛・・・・・・・・親、兄弟、姉妹、祖父母などが好き など

自覚・・・・・・・・そもそも自分がヤングケアラーと思っていない など

秘密・・・・・・・・友達などに家族のことを知られたくない など

相談・・・・・・・・安心して悩みを話せる人がいない など

相談先・・・・・・・・相談する場所がわからない など

5. ヤングケアラーの主な課題 2 (社会的な視点)

関係機関など（福祉、介護、医療などの専門職）の意識は・・・

こんなことはありませんか？

自分自身を振り返ってみましょう！



- ① 大人の介護などを中心に考え、家族の一員である「子どもの気持ちを考えていない」 ➡ 大人のケアに隠れてしまう！
- ② 家族（子ども）の介護力は無償のちから ➡ 当たり前のように「子どものちから」を支援のひとつとして考えている！
- ③ 家族（子ども）は福祉サービスを導入する時の大事な「キーパーソン」
➡ 子どもに過大な責任を負わせていないか！

※子どもの尊厳は守られていますか！

6. 今できる「ヤングケアラー支援」➡ 地域で見守る！

- ★ 「ヤングケアラー」の言葉の啓発、理解が急務！
- ★ 関係機関、地域など、子どもを見守る**大人の意識**付け！
- ★ 引き続き、関係機関などの連携体制構築、充実！

地域包括ケア

地域共生社会



【ヤングケアラー事例】母親の介護と家事をしている少女 A

家族構成 2人家族

- ・母：45歳 末期がんのため、介護保険サービス利用中
- ・少女 A：12歳（中学1年）

経過

・母から市に「介護保険による家事支援ヘルパーを利用しているが、子どもの料理までは作ってもらえない。そのため、娘は自分で料理をしているが、腕を骨折してしまい困っている。」との相談があり。

母には、週2回、訪問診療と介護保険のヘルパー（各1時間）が入っている。また週1回は母方祖母の家事援助がある。

主な課題

- 母の介護や家事において、支援が行き届かないところは、少女 A がする必要がある。
- 不登校
- 母亡き後の対応を調整する必要がある。

関係機関の連携

- ◆ 新たに子ども家庭支援センターの「**ひとり親ホームヘルプサービス**」を週 1 回導入

少女 A 「母ではなく、わたしのためのヘルパーさんが来てくれるんだ。」

◆ 介護保険：ケアマネジャー

- 介護保険に関するサービス調整 • 家庭の総合的な援助
- 介護保険：訪問介護事業所（ヘルパー派遣 週 2 回） • 家庭の状況把握

7. 町田市の取り組み

★「町田市地域ホッとプラン」の中で・・・

※地域づくりと地域福祉を推進するための計画 期間 2022年度～2031年度

ヤングケアラーは、子どもの心身の発達に影響が大きいことが懸念されるため、その疑いがある場合は、教育、福祉、保健部門、民生委員・児童委員等の地域資源と連携し、適切な支援を行います。

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、高齢者支援課、保健予防課、子育て推進課、
教育委員会指導課、子ども家庭支援センター

**町田市は、各部署が連携し
「ヤングケアラー」の子ども達を支援しています！**

関係機関の皆様へ

あなたは ヤングケアラーを 知っていますか？

みんなで支え合う・相談先一覧



町田市

【参考1】 ※「まちだ子育てサイト」に掲載しています。

町田市 ヤングケアラーLINE相談「まちだヤングケアラー相談室」

対象

- 町田市内の18歳未満で家族の身の回りのお世話をしている人（ヤングケアラー）とその家族等
- 自分はヤングケアラーなのかもしれない、と思う人

相談日時

月曜日から金曜日の午前11時から午後8時まで

土日祝日と12月29日から1月3日の年末年始はお休みです。

あなたからの送信は土日祝日及び年末年始を含めて24時間いつでもできます。

相談について

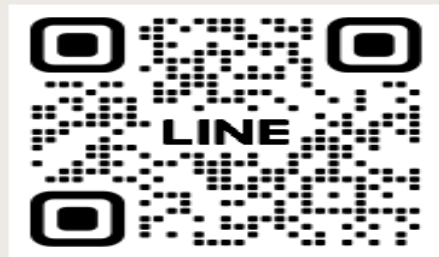
- 相談は無料です。（データ通信料はかかります）
- 名前を言わなくても相談できます。
- 利用する前に、利用のルールをよく読んでください。LINEで相談したときから、利用のルールを確認したものとみなされます。



[まちだヤングケアラー相談室 利用規約（利用のルール）](#)（PDFファイル: 505.5KB）

登録方法

- QRコードを読み込む



最後に・・・

もし、本人と話ができたのであれば、**自分の尺度で良し悪しを判断しないでください**。本人は、事実を聞いて欲しい、状況を理解して欲しいという気持ちがあります。無理に解決しようとするのではなく、本人や家族が今の状況をどう思っているのかを尊重してあげてください。また、本人の気持ちを無視して話を進めないでください。そして、心配していることを伝えた上で、状況により相談窓口などの情報を伝え、相談することを促してみてください。「**自分のことをわかってもらえる**」という安心感が持て、互いに信頼を築いていくことで、本人が望むサポートを進めやすくなります。

ご清聴ありがとうございました。